平成２３年（フ）第２９２０号
福岡市博多区博多駅南２丁目10番35号
債務者　森田　京子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９４４号
福岡県糸島市二丈深江1593番地
債務者　加茂　英樹
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９４５号
福岡市南区弥永団地61番105号
債務者　田中　義則
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９４７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬681番地１ユメックスエイト301号
債務者　二瀬　幸一
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９４８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬681番地１ユメックスエイト301号
債務者　二瀬久美子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９７６号
福岡市東区下原１丁目６番18―105号
債務者　江利角新司
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７号
福岡県糟屋郡粕屋町仲原３丁目１番３号セジュール・原町202号
債務者　那須野秀樹
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９号
福岡県朝倉郡筑前町安野94番地２
債務者　西牟田カズヱ
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４０号
福岡県春日市須玖北４丁目10番地ローレルハイツ春日1013号
債務者　高橋　正則
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４１号
福岡県春日市須玖北４丁目10番地ローレルハイツ春日1013号
債務者　高橋小夜子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２号
大分県日田市大字羽田520番地
債務者　穴井九四男
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第６号
鹿児島県薩摩川内市宮内町1725番地、前住所神奈川県相模原市南区南台５丁目１番22号アーベインハウス南台303
債務者　久木留　勇
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第５号
北海道苫小牧市新開町１丁目３番21号
債務者　佐々木つや子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第６号
北海道勇払郡厚真町字富野307番地の１
債務者　櫻庭　　力
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第９号
北海道苫小牧市山手町１丁目９番２―306号
債務者　川口紀美代
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１１号
北海道苫小牧市幸町１丁目２番７―301号
債務者　藤井　尚子（旧姓向井）
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１２１２号
仙台市青葉区中山１丁目17番12号
債務者　棚村　義揚
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１３号
仙台市青葉区中山１丁目17番12号
債務者　棚村由利子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係